

[事案 30-189] 保険料払込方法変更請求

・平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、保険料払込方法を口座振替からクレジットカード払いへ変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 2 月に契約した定期保険について、以下の理由により、保険料払込方法を口座振替からクレジットカード払いへ変更してほしい。もしくは、クレジットカード払いで獲得できるポイント相当分を保険料から減額してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、保険料払込方法について、初回の支払いからクレジットカード払いにはできないが、2 回目からはクレジットカード払いに変更できるとの誤説明を受けた。また、保険料払込方法をクレジットカード払いへ変更することを申し出た際、代理店の(募集人とは別の)担当者から、保険会社に申し出れば可能であるとの誤説明を受けた。
- (2) 保険会社が、クレジットカードでの支払限度額に上限を設けていることは、契約者側に認められている保険料払込方法を変更する自由を不当に制限するものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、保険料払込方法においてクレジットカード払いの取扱いは開始しておらず、取扱いの予定もなかった。
- (2) 本契約は、クレジットカード払いのための所定の要件を充たさないことから変更は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料払込方法のクレジットカード払いへの変更は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。